

# ●旅行条件書（募集型企画旅行の部）この旅行条件書は募集型企画旅行のパリ商品に適用となります

## 1 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

## 2 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社コンパクトシーカ（東京都千代田区麹町2-4-1 麹町大通りビル3階、観光庁長官登録旅行業第1898号「第1種」以下「当社」といいます。）が、旅行者の募集のために予め、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供し受けうけることができる運送又は宿泊のサービスの内容、並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集型企画旅行の募集広告、パンフレット類又はインターネットホームページにおいて旅行日程等コース毎の条件を説明したもの（以下「パンフレット等」といいます。）、旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び当社旅行業約款の募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）等によります。当社約款は当社ホームページ（www.compacktseki.jp）からご覧になれます。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

## 3 旅行のお申し込み

- (1) ご来店の場合は、当社にて当社所定の旅行申込み書に所定の事項をご記入の上、下記の申し込み金を添えてお申し込みいただきます。
- (2) 当社は電話、電子メール、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の申し込みを承ります。この場合、契約は申し込みの時点では成立しておらず、当社が契約の締結を承諾した日の翌日から起算して3日以内に、申し込み書の提出と申し込みのお支払いをしていただきます。この期間内に申し込み金のお支払いがなされない場合、当社はお申し込みがなかつたものとして取り扱いをします。
- (3) 申し込み金は「お支払い対象旅行代金」、「取消料」、「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。また第7項に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申し込み金を全額戻します。

●申込金 お申込み時の申込金の額（お1人様）は以下の通りです。

①旅行開始日の前日から起算してさかのぼって61日目以前

旅行代金の額	3万円未満	3万円以上～5万円未満	5万円以上～10万円未満	10万円以上～15万円未満	15万円以上～20万円未満	20万円以上～30万円未満	30万円以上～50万円未満	50万円以上
申込金の額	1,000円	6,000円	1万円	2万円	3万円	5万円	10万円	

②旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日目にあたる日まで

旅行代金の額	15万円未満	15万円以上～30万円未満	30万円以上～50万円未満	50万円以上
申込金の額	2万円以上旅行代金迄	35万円以上旅行代金迄	5万円以上旅行代金迄	10万円以上旅行代金迄

※ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途ご案内させていただく場合がございます。

- (4) ①お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合で、お客様が旅行契約の締結を強く希望される場合は、当社はお客様に期限を確認した上でお客様をキャンセル待ちのお客様として登録し、手配の完了に向けて努力します。この場合でも当社は申し込み金を「お預かり金」として申し受けます。
- ②①の場合で、キャンセル待ちとなる場合は、登録したコースの契約は、当社が予約が可能なとなった旨の通知を行った時点で成立するものとします。
- ③キャンセル待ちの登録は、手配の完了を保証するものではありません。
- ④当社が予約可能となつた旨を通知する前に、お客様よりキャンセル待ち登録解除のお申し出があつた場合、又は結果として予約ができなかつた場合は、当社は該お預かり金を全額戻します。

## 4 団体・グループ契約

- (1) 当社は、同じコースを同時に旅行する複数のお客様が責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。
- (2) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取扱いは、当該契約責任者との間で行います。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していました。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 5 申し込み条件

- (1) お申込み時まで20歳未満の方は、法定代理人（親権者等）の同意書が必要です。旅行開始時まで15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。旅行の安全かつ済みな実施のために、コースに沿って各行程をお断りさせないでください。同伴の同行などと条件とさせていただく場合があります。又、ご参加の場合に、コースの一部内容を変更させていただくことがあります。

- (2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合には、ご参加をお断りすることができます。

- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方や、妊娠中の方、身体に障がいをお持ちの方等で、特別な配慮を必要とする方は、その旨旅行のお申込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じますが、医師の健康診断書を提出していく場合があります。又、現地情報や関係機関の状況等により、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者は又は同行者の同行等を条件とさせていただくことがあります。

- (4) お客様がお申出しに基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。

- (5) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診察又は治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るために必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。

- (6) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、当社が手配旅行契約に別途料金をお支払いいただく条件でお受けすることもあります。

- (7) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時の連絡が必要です。その場合、離脱した部分の旅行費用の払い戻しはございません。

- (8) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は募集型企画旅行の円滑な実施を妨げるものがあると当社が判断する場合には、ご参加をお断りすることができます。

- (9) 外国籍のお客様は別途手続きをとらなければなりませんので、必ずお申込み時にお申し出ください。

- (10) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りすることができます。

- (11) その他当社の業務上の都合で、お申し込みをお断りする場合があります。

## 6 お客様との契約の成立時期

- (1) 第3項(1)及び(2)の場合は、旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申し込み金の受理をした時に成立いたします。なお、お申込み金をクレジットカードでお支払いの場合は、カードを利用した時に成立いたします。

- (2) 第3項(4)の場合で、キヤンセル待ちのコースの契約成立は、お客様から当該申し込みの撤回の連絡がなく、かつ当社が、予約可能となつた旨の通知を行った時に成立するものとします。この場合、当社が既にお預かりしている代金は、この時点で正式に受理したものとみなします。

- (3) 当社指定の銀行口座への旅行代金のお振込があった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込金領書をもって代えさせていただきます。

## 7 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社は旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、ご予約案内書、旅行条件書等により構成されます。

- (2) 本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に、集合時間・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表

を遅とも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日までにお渡しすることができます。お渡し方法には郵送を含みます。また、お渡し日前であつてもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

## 8 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行契約成立後、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前にあたる日（以下「支払い基準日」といいます。）より前にお支払いいただきます。また、支払い基準日以降にお申込みの場合は、申し込みと同時に、又は当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

## 9 お支払い対象旅行代金

お支払い対象旅行代金とは、募集型企画旅行の運賃・料金、パンフレット等に旅行代金として表示した金額に追加代金として表示した金額を加え、割引代金として表示した金額を差し引いた金額をいいます。この合算額は第3項(3)の「申し込み金」、第17項(1)の「取消料」、第17項(1)の「違約料」、第24項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

## 10 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金。また、パンフレット等内でファーストクラス席、ビジネスクラス席、プレミアムエコノミー席と表示されていない場合は、航空・船舶はエコノミークラス席、鉄道は普通車を利用します。

(2) 旅行日程に含まれる送迎バス等（空港・駅・港と宿泊場所間の送迎バス、及び都市間の移動バス、旅行日程における旅客負担と表記してある場合を除きます。）の代金。

(3) 旅行日程に明示した観光の代金（バス等代金・ガイド代金・入場料等）

(4) 旅行日程に明示した宿泊の代金及び税・サービス料金（パンフレット等に特に別途の記載がない限り部屋に2名で宿泊した場合の代金を基準とします。）

(5) 旅行日程に明示した食事の代金（機内食除く）及び税・サービス料金

(6) 航空会社が定める個数・重量の無料手荷物許容量範囲内の受託手荷物運送料金。航空会社によっては別途定め受託手荷物運送料金が必要となる場合がありますので詳しくは係員がおねがいください。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に委託手続きを代行するものです。

(7) 添乗員同行コースの添乗員の費用

(8) パンフレット等で燃油サーチャージ込みと明記したコースの燃油サーチャージ。該当コースについては、運送機関の定める燃油サーチャージの増額・減額・廃止があった場合も追加徵収と返金いたしません。

※(1)～(8)の費用は、お客様のご都合により一部ご利用されなくても、払い戻しはいたしません。

●取消料

## 11 旅行契約の解除・払い戻し

### ① お客様の解除権

ア) お客様は次に定める取消料をお支払いただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申し込みの営業所の営業日、営業時間、連絡先等はお客様ご自身でもお申し込み時点を必ずご確認ください。イ) 各種ローンの取り扱い手続き上及びその他渡航手続き上の事由により、旅行契約解除の場合はも上記の手数料の対象になります。

ウ) お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。

ア) 第14項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第24項別表左側に掲げるもの、その他重要なものである場合に限ります。

イ) 第15項(1)に基づき、旅行代金が増額されたとき。

ウ) 天災地変・戦乱・暴動、暴動・運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の円滑な実施が不可能となり、又は、不可能となるおそれが極めて大きいとき。

エ) 当社がお客様に對し、第7項(2)に記載の最終旅行日程表を同様に規定する日までにお支払いいただきます。

エ) 当社は本項「(1)～(8)」により旅行契約が解除されたときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申し込み金）から所定の取消料を差し引き、払い戻しをいたしました。取消料が申し込み金で賄えないときは、その差額を申し受けます。

●取消料

### 1. 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約および現地発着プラン

(次項に掲げる旅行契約を除く。)

旅行契約の取消日	特定期日に開始する旅行	特定期以外の日に開始する旅行
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降に解除する場合	旅行代金の10%	無料
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降に解除する場合	旅行代金の20%	
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日以降に解除する場合	旅行代金の50%	
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%	

### 2. 貸切航空機（チャーター便）を利用する募集型企画旅行契約

※貸切航空機を利用する旅行は、下記取消料となります。

○ 旅行契約の取消日

特定期日に開始する旅行

旅行代金の20%

○ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目にあたる日以降に解除する場合

旅行代金の20%

○ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降に解除する場合

旅行代金の50%

ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日以降に解除する場合

旅行代金の80%

ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合

旅行代金の100%

3. 本邦出国時又は帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約

※船舶利用時に船上で飲食する旅行は、下記取消料となります。

○ 旅行契約の取消日

特定期日に開始する旅行

旅行代金の20%または旅行契約解除時の航空券取消料とのいずれか大きい額

○ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目にあたる日以降に解除する場合

旅行代金の50%または旅行契約解除時の航空券取消料とのいずれか大きい額

○ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降に解除する場合

旅行代金の20%または旅行契約解除時の航空券取消料とのいずれか大きい額

○ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日以降に解除する場合

旅行代金の50%または旅行契約解除時の航空券取消料とのいずれか大きい額

ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合

旅行代金の100%

(注1) 特定期：4/1～7/5、6/20～8/31、12/20～1/7

(注2) 上記表内の「旅行開始後」とは、下記のとおりとします。

①添乗員、当社の使用人又は代理人が受け付を行なう場合は、その受け付完了時

②添乗員等による受け付けが行なわれない場合で、最初の運送サービスが航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物検査等の完了時

③(2)の場合において、お客様のご都合により、ご旅行当日に手荷物検査等の受け付終了時刻に間に合わなかった場合は、受け付が不可能になった時点（当該航空会社のチェックインカウンターの受け付締め切り時刻等以降を「旅行開始後」とみなします。）

(注3) 上記の場合において、当該航空券に記載して、当社が航空会社に支払うべき航空券取消料等がはじなかつたときは、旅行契約解除時の航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の額を旅行契約解除時の航空券取消料等として取り扱います。また、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の額を旅行契約解除時の航空券取消料等として取り扱います。

②当社の解除権

ア) お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)①ア)に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ) 第3項の項目に該当する場合は、当社はお客様に理由を説明して旅行契約を解除することができます。

○ お客様が、契約内容に關する病気、年齢・資格・技能その他の旅行条件を満たしていないことが明らかになつたとき。

○ お客様が、暴力団員、暴力団員の親族、暴力団員の配偶者等と認められたとき。

○ お客様が、契約内容に關する病気を抱え、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

○ お客様が、契約内容に關する病気を抱え、又は団体行動の円滑な実施を妨げるものがあると認められたとき。

○ お客様が、契約内容に關する病気

